

秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

〔平成21年10月7日〕
市長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、「人にも地球にもやさしいあきた」の実現を目指し、再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止および市民の環境意識の高揚を図るため、市が住宅の屋根等に太陽光発電システムを設置する者に対して助成する秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）に係る交付手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人が電灯契約の締結の対象とする建物で、住居として使用するもの（店舗又は事務所等との併用住宅、集合住宅および賃貸アパートを含み、別荘を除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備およびこれに附属する設備で、低圧配電線と逆流有りで連系し、自家消費を超える余剰分については電力会社に売電することができるものをいう。
- (3) 工事完了日 電力会社との電力受給契約で、太陽光発電システムと低圧配電線とを連系する需給開始日をいう。
- (4) 第三者所有モデル 住宅の所有者ではない事業者が、当該住宅の屋根等に太陽光発電システムを設置し、当該太陽光発電システムの所有者となり、発電した電気を当該住宅に供給する事業モデルをいう。
- (5) 着手金 第三者所有モデルにおいて、補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、工事完了日までに事業者を支払う費用をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 自ら居住する住宅（市内に所在するものに限る。）の屋根等に太陽光発電システムを設置した者（第三者所有モデルにより設置した場合を含む。）又は建売住宅供給者等から自ら居住する太陽光発電システム付き住宅（市内に所在するものに限る。）を購入した者。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 電力会社と電灯契約および余剰電力の売買契約を締結した者であること。

（交付対象の経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる機器の購入、設置工事に係る経費および第三者所有モデルにおける着手金とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線および配線器具
- (9) 余剰電力販売用電力量計

（交付対象となる太陽光発電システムの要件）

第5条 補助金の交付対象となる太陽光発電システムは、次に掲げる要件の全てに適合しなければならない。

- (1) 新規品であること。
- (2) 申請者が自ら使用するものであること。
- (3) これまでに、この要綱による補助金の交付を受けていない者が設置したものであること。
- (4) 住宅の屋根等への設置に適し、かつ、太陽電池の最大出力（当該太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格等に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力を

いう。)の合計値(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)とする。以下同じ。)又は電力会社が発行する電力受給契約確認書における最大受電電力が10キロワット未満のものであること。

(5) 太陽光発電システムを設置した建物が、共有となっている場合は申請者以外の共有者全員から、申請者の所有となっていない場合は所有者全員から、その設置に関し書面による承諾を受けていること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、設置した太陽電池の最大出力に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額とし、上限を8万円とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 第三者所有モデルによる場合の補助金の額は、前項の規定に関わらず、同項の規定により算出した額と着手金の額のいずれか低い方の額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、工事完了日から起算して1年以内に、次に掲げる書類を添付して補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(1) 太陽光発電システム設置工事完了報告書(様式第2号)

(2) 自らの費用により太陽光発電システムを設置する者は、設置に係る工事請負契約書等の写し又は建売住宅の売買契約書の写し(契約書本文で太陽光発電システムの購入が確認できない場合は、積算内訳書、見積書等の附属書類の写し)

(3) 第三者所有モデルにより太陽光発電システムを設置する者は、着手金の記載がある電力購入契約書等の写し

(4) 太陽電池モジュールの配置およびパワーコンディショナの設置場所等を示した図面

(5) 太陽電池モジュールの型式名、製造番号、公称最大出力値、測定出力値の記載のある製造番号票の写し

(6) 自らの費用により太陽光発電システムを設置する者は、太陽光発電システムの設置工事に係る領収書の写し

(7) 第三者所有モデルにより太陽光発電システムを設置する者は、着手金に係る領収書の写し

(8) 申請者の住民票の写し（申請日の前3箇月以内に発行されたものに限る。）

(9) 市税の納付状況の確認に係る同意書（様式第3号）

(10) 電力会社との電力受給契約確認書の写し

(11) 太陽光発電システムを設置した住宅の所在を示す地図

(12) 太陽光発電システムの設置後の現況写真

(13) 市税の滞納の理由により次条の規定による不交付決定の通知を受けた後の再申請にあつては、納税証明書（市税の完納が確認できるもの）

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第9号の市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、固定資産税、軽自動車税および事業所税とする。

3 補助金の交付申請は、当該交付申請の時点における市の予算の範囲内で受けるものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書が到達したときは、速やかに審査を行い、当該交付申請書が到達した日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定するとともに、その結果について当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を添付して補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(1) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の補助金交付請求書の提出があつたときは、当該提出があつた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第10条 第7条第1項および前条第1項に規定する手続について太陽光発電システムを設置する者以外の者(以下「手続代行者」という。)が行う場合は、委任状(様式第7号)を提出しなければならない。

2 手続代行者は、委託された手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合において、必要に応じた調査の実施により不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(現地調査等)

第11条 市は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、補助金の申請者又は被交付決定者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 市から送付された補助金交付決定通知書その他関係書類は、受領した日の属する年度の翌年度から10年間保存すること。

(2) 市が行う太陽光発電に関するアンケート調査等に、当該太陽光発電システムの設置後、3箇年にわたって協力すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(管理および処分)

第13条 被交付決定者は、当該太陽光発電システムについて、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 被交付決定者は、その設置後10年以内の期間において当該太陽光発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ太陽光発電システム処分承認申請書(様式第8号)により市長の承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他被交付決定者の責めに帰することのできない事

由により、当該太陽光発電システムが毀損し、又は滅失し、処分せざるを得なくなった場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により太陽光発電システムの処分を承認した場合は、被交付決定者に対し、交付済である補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

4 被交付決定者は、前項の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

(交付決定の取消しおよび補助金の返還)

第14条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱の規定に違反した場合

(2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により被交付決定者に通知するものとする。この場合においては、市長は、被交付決定者に対し、交付済である補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

3 被交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助金の返還請求)

第15条 市長は、第13条第3項又は前条第2項の規定により補助金の返還を求めようとするときは、補助金返還請求書（様式第10号）により行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

2 平成21年度の国補助および平成21年度秋田県住宅用太陽光発電システム普及補助金交付要綱に基づく補助の交付決定を受けた者は、第5条第1号の要件を免除する。ただし、この規定は、平成21年度限りの措置とする。

- 3 前項の規定により、補助金の交付申請をする者は、第8条第1項第4号に基づき秋田県が発行する交付決定通知の写し、実績報告書を提出する場合にあっては 第12条第1項第5号に基づき秋田県が発行する補助金交付額が明記されている書類の写しをそれぞれ提出することとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月3日から施行する。
- 2 平成23年度の国補助の交付を受けた者は、第5条第1号の要件を免除する。ただし、この規定は、平成23年9月30日までの措置とする。
- 3 改正後の秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、平成22年度までの住宅用太陽光発電設置費補助金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月20日から施行する。
- 2 改正後の秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後の年度分の住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、平成23年度分までの住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度の国補助の申請をした者のうち、本市の受付事務が開始される前日までの期間に決定通知書をうけた者については、第5条第1号ならびに第9条第2項および第3項の規定は適用しない。
- 4 前項に該当する者は、市の受付事務が開始された日から平成24年8月31日までについて、改正後の要綱の規定による補助金の交付申請を受け付けることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月27日から施行する。
- 2 改正後の秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、平成24年度までの住宅用太陽光発電設置費補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成26年度以後の年度分の住宅用太陽光発電システム設置費補助金について適用し、平成25年度分までの住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。